

石巻市の情報公開・個人情報保護 運用状況報告書

(令和4年度～令和6年度)

令和7年8月

石巻市総務部総務課

～はじめに～

1 情報公開について

本市では、平成17年4月1日に石巻市情報公開条例を制定し、市民の市政について知る権利を保障するとともに、情報の一層の公開を図り、もって市の市政について説明する責務が果たされるようにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の参加による公正で開かれた市政の推進を図ってまいりました。

この取り組みの一つとして、平成22年4月より、市民への行政情報の一層の公開と市政に関する説明責務を果たし、市民協働による公正で開かれた市政運営を推進することを目的に、市の重要施策を審議策定し、市長の意思決定を補完するとともに各部課、各機関相互の総合調整を行い、市政の適正かつ効率的な執行を図る庁議に付議した事項について、その概要をホームページにて速やかに市民に公表することとしました。

また、同年6月より、各部署において、市長が主宰する市の重要施策等を審議策定する会議の付議事項等についても同様に公表をしております。

近年では、平成29年4月より、金入り設計書の開示請求について、その社会的需要の高まりなどから、より簡易な方法による行政資料等複写申込制度を活用しての情報提供を始め、年間最大200件程度（平成28年度）あった公文書開示請求の約3割を占めた金入り設計書関連について、請求の都度、開示、不開示の判断を要しない情報提供制度に移行したことで、利便性が向上されるとともに、事務の軽減も図られております。

さらに、平成31年4月より、この金入り設計書の情報提供に限り、希望者に電子データでの提供を可能としており、今後も情報公開の総合的な推進を図るため、その充実に努めてまいります。

2 個人情報保護について

令和3年5月に、国では「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」を公布し、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3つの法律を1つに統合する等、各法律が改正されました。

地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律「個人情報の保護に関する法律」において、官民共通の全国的な共通ルールを適用するとともに、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するなど、令和5年4月から全部施行されております。

本市においても「石巻市個人情報保護条例」を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定する「石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定しております。

なお、本市では、毎年、新規採用職員等に情報公開制度及び個人情報保護制度についての研修会を行い、その取扱いについて認識を深めるなどの取組も行っております。

I 情報公開制度

1	公文書開示請求の件数及び処理状況	P 3
2	不開示理由の内訳	P 3
3	実施機関別の開示請求件数	P 4
4	請求内容の内訳	P 5
5	公文書開示請求に対する決定所要日数等の状況	P 6
6	情報公開コーナー	P 7

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

情報公開条例は、市民の市政について知る権利を保障し、市民の参加による公正で開かれた市政の推進を図ることを目的としており、何人も（誰でも）公文書の開示を請求することができます。

令和6年度では、開示が41件（全体の31%）、一部開示が76件（同58%）等となっております。

なお、本件情報は、毎年度、市報及び市ホームページに掲載し、広く公表しております。

（単位：件）

年度	請求 件数	諾否の決定等内訳						
		開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	不 存 在	取 下 げ	却 下
令和4年度	115	46	63	1	0	3	1	1
令和5年度	159	44	103	0	0	6	6	0
令和6年度	132	41	76	3	0	6	6	0

2 不開示理由の内訳

情報公開制度は、実施機関が保有する情報を原則として公開することとしておりますが、公開されると個人の権利利益や企業等法人の正当な活動利益を害したり、あるいは行政の適正な執行を阻害したりする情報については、例外的に不開示としております。

令和6年度に、一部開示決定をした際の不開示理由は以下のとおりで、第1号（個人情報）に該当する公文書が70件、第2号（法令秘情報）に該当する公文書が2件、第3号（法人等情報）に該当する公文書が6件、第5号（審議検討協議情報）に該当する公文書が2件、第6号（事務事業情報）に該当する公文書が6件ありました。

なお、複数の理由により不開示としている場合は、重複して計上しましたので、実際の一部開示又は不開示件数と異なります。

（単位：件）

理由内訳	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1号（個人情報）	53	91	70
第2号（法令秘情報）	0	1	2
第3号（法人等情報）	8	9	6
第4号（公共安全秩序維持情報）	0	0	0
第5号（審議検討協議情報）	2	0	2
第6号（事務事業情報）	7	11	6
合 計	70	112	86

3 実施機関別の開示請求件数

令和6年度は、市長部局への開示請求が119件（全体の90％）で、次いで教育委員会への請求が11件（同8％）ありました。

なお、本市における実施機関とは、情報公開条例第2条において、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の8つと規定しております。

（単位：件）

実施機関		令和4年度	令和5年度	令和6年度
市長部局		93	128	119
内訳	総務部	11	13	15
	復興企画部	11	1	2
	河北総合支所	2	0	4
	雄勝総合支所	0	0	0
	河南総合支所	0	0	0
	桃生総合支所	0	1	2
	北上総合支所	0	0	2
	牡鹿総合支所	0	0	0
	市民生活部	9	13	21
	保健福祉部	10	11	9
	産業部	4	13	5
	建設部	43	75	58
	病院局	3	1	1
	会計管理者	0	0	0
教育委員会		9	20	11
選挙管理委員会		9	2	0
監査委員		1	0	0
公平委員会		0	0	0
農業委員会		0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0
議会		3	9	2
合 計		115	159	132

4 請求内容の内訳

開示請求の対象となった（特定した）公文書の内訳は、文書取扱規程に規定する文書分類表の大分類を基準として、以下のとおり分類しました。

令和6年度は、建設関係の請求が57件と多く、このうち、特に建築関連の請求が45件と多くなっております。

次いで、総務関係が15件で、中でも行政区域関連の請求が6件と多くなっております。

なお、1件の請求に対し、特定した公文書が複数あった場合、重複して計上しましたので、実際の請求件数と異なる場合があります。

（単位：件）

内訳（分類）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 務 関 係 (00)	6	12	15
人 事 関 係 (01)	1	1	1
財 務 関 係 (02)	3	7	6
市 民 行 政 関 係 (03)	1	2	3
保 健 衛 生 関 係 (04)	3	1	4
社 会 福 祉 関 係 (05)	4	11	8
経 済 関 係 (06)	3	6	5
建 設 関 係 (07)	48	75	57
震 災 復 興 関 係 (08)	4	0	2
教 育 文 化 関 係 (20)	7	19	9
学 校 関 係 (21)	1	1	1
議 会 関 係 (30)	2	5	0
選 挙 管 理 委 員 会 (40)	5	2	0
監 査 委 員 (50)	0	0	0
農 業 委 員 会 (60)	0	0	0
公 平 委 員 会 (70)	0	0	0
固定資産評価審査委員会 (80)	0	0	0
そ の 他 （ 共 通 ） (09)	22	11	15
合 計	110	153	126

※ 存否応答拒否、不存在及び取下げの件数を除く。

5 公文書開示請求に対する決定所要日数等の状況

開示決定に係る所要日数は、令和6年度で、7.5日程度を要しております。

また、特定した公文書の数量が多いことや、開示、不開示の判断に時間を要するなどの理由で、決定期限を延長した9件を除いた決定所要日数は、7.2日程度で、条例で定める期限（開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内）の範囲内となっており、今後も速やかな開示決定に努めてまいります。

（単位：件、日）

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
決定件数	全体	114 件	153 件	126 件
	期間延長を除く	105 件	146 件	117 件
平均決定 所要日数	全体	10.22 日	8.46 日	7.50 日
	期間延長を除く	7.92 日	7.82 日	7.21 日

※開示請求に対して決定した件数を計上し、取下げされた請求は含みません。

（参考）決定日数の割合

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0 日～7 日	46 件（40%）	67 件（44%）	65 件（52%）
8 日～13 日	46 件（40%）	68 件（44%）	48 件（38%）
14 日	12 件（11%）	12 件（8%）	3 件（2%）
15 日以上	10 件（9%）	6 件（4%）	10 件（8%）
合 計	114 件	153 件	126 件

6 情報公開コーナー

情報公開コーナーは、配架している予算書や市議会会議録等の市政に関する資料を自由に閲覧することができるスペースです。

また、個人情報や公文書の開示請求手続きや、情報公開相談員を配置し、市政に関する総合的な情報の提供や案内も行っております。

配架している閲覧資料や庁内で保有している資料については、必要に応じて、行政資料等複写申込制度を活用し、複写での情報提供を受けることができます。

(白黒コピー：1枚10円、カラーコピー：1枚50円)

(1) 利用状況

(単位：件)

区分			令和４年度	令和５年度	令和６年度
閲覧件数	住居表示案内関係		2	0	0
	住居表示新旧対照表		0	0	0
	議案書・予算書		15	9	13
	人口		10	7	11
	その他		1, 190	552	604
	うち複写件数	(金入り設計書)	580	489	504
		(議案書)	0	0	1
		(人口統計等)	3	0	0
		(住居表示関係図)	1	0	0
		(議会資料)	0	0	0
		(震災関連)	0	0	0
		(その他)	20	15	17
閲覧小計		1, 217	568	628	
その他	情報提供	0	0	0	
	電話問い合わせ	52	126	171	
その他小計		52	126	171	
合 計		1, 269	694	799	

(参考) 電子複写代収入内訳

(単位：円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公文書開示請求分	44,200	46,460	30,640
個人情報開示請求分	12,180	4,850	17,970
行政資料による情報提供(複写)	15,950	11,040	10,970
合 計	72,330	62,350	59,580

秘書広報課分(10,970円)を含む。

Ⅱ 個人情報保護制度

1	個人情報ファイル簿の届出状況	P 9
2	保有個人情報開示請求の件数及び処理状況	P 10
3	不開示理由の内訳	P 10
4	実施機関別の請求件数	P 11
5	請求内容の内訳	P 12
6	口頭その他の方法による開示の実施状況	P 13
7	訂正請求の件数及び処理状況	P 13
8	利用停止請求の件数及び処理状況	P 13

【留意点】

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」とする。）の一部改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴い、石巻市個人情報保護条例を廃止しております。

本書 10 ページ以降の令和 3、4 年度の個人情報開示請求の件数等は廃止した旧条例適用期間中のもの、令和 5 年度は個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況となっています。

なお、地方公共団体の議会については令和 5 年度施行の個人情報保護法の規律対象外とされていますが、市全体の運用状況として実施機関別の請求件数には引き続き掲載しています。

1 個人情報ファイル簿の届出状況

令和5年4月1日に施行された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正に伴い、「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられていることから、石巻市では識別される個人の数が1,000人以上のものについての個人情報ファイル簿を作成・公表しております。

個人情報ファイル簿は、市ホームページに掲載、併せて情報公開コーナーにも配架し、いつでも閲覧できる状態としております。

※ 保有個人情報：実施機関が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもののうち、行政文書に記録されているものを指します。（法第60条第1項）

（単位：件）

実施機関		届出件数					令和7年3月31日 現在届出件数
		R6.3.31 時点	所管 変更	追加	廃止	計	
市長 部 局	総務部	14	0	0	0	14	14
	復興企画部	4	0	1	0	5	5
	総合支所	1	0		0	1	1
	市民生活部	17	0	1	0	18	18
	保健福祉部	71	0	8	△2	77	77
	産業部	3	0	0	0	3	3
	建設部	33	0	0	0	33	33
	病院局	2	0	0	0	2	2
	会計管理者	0	0	2	0	2	2
教育委員会		6	0	1	△1	6	6
議会事務局		0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会		1	0	0	0	1	1
監査委員事務局		0	0	0	0	0	0
農業委員会		1	0	0	0	1	1
合 計		153	0	13	△3	163	163

2 保有個人情報開示請求の件数及び処理状況

令和6年度の保有個人情報開示請求の件数は47件で、昨年度から21件増加しております。諾否の決定等内訳は、開示が17件（全体の36%）、部分開示が19件（同40%）等となっております。

（単位：件）

年度	請求件数	諾否の決定等内訳			
		開示	部分開示 （※1）	不開示 （※2）	取下げ
令和4年度	27	10	13	4	0
令和5年度	26	12	7	6	1
令和6年度	47	17	19	11	0

※1 「一部開示」が令和5年度から「部分開示」に区分名称が変更。

※2 「不存在」（実績10件）、「存否応答拒否」（実績0件）を理由とする不開示を含む。

3 不開示理由の内訳

一部開示とした際の不開示理由は以下のとおりで、令和6年度は、第2号理由（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当する個人情報16件、不存在が14件となっております。

なお、複数の理由により不開示としている場合は、重複して計上しましたので、実際の部分開示又は不開示件数と異なります。

また令和5年度から法に基づく開示決定を行っており、不開示理由についても法第78条第1項各号に基づくものとなっております。

（単位：件）

理由内訳	令和6年度
法第78条第1号（本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報）	0
第2号（第三者個人情報）	16
第3号（法人等情報）	0
第4号（国の安全等に関する情報）	0
第5号（公共安全等に関する情報）	0
第6号（審議検討協議情報）	0
第7号（事務事業情報）	0
法第81条（存否応答拒否）	0
不存在	14
合 計	30

4 実施機関別の請求件数

実施機関別の開示請求件数は以下のとおりで、令和6年度は、病院局への請求が26件（全体の55%）で、次いで、保健福祉部への請求が14件（全体の30%）となっております。

（単位：件）

実施機関		令和4年度	令和5年度	令和6年度
市長部局		26	26	44
内 訳	総務部	1	2	2
	復興企画部	0	1	2
	河北総合支所	0	0	0
	雄勝総合支所	0	0	0
	河南総合支所	0	0	0
	桃生総合支所	0	0	0
	北上総合支所	0	0	0
	牡鹿総合支所	0	0	0
	市民生活部	3	2	0
	保健福祉部	4	8	14
	産業部	1	0	0
	建設部	0	2	0
	病院局	17	11	26
	会計管理者	0	0	0
教育委員会		1	0	3
選挙管理委員会		0	0	0
監査委員		0	0	0
公平委員会		0	0	0
農業委員会		0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0
議 会		0	0	0
合 計		27	26	47

5 請求内容の内訳

開示請求の対象となった（特定した）個人情報の請求内容の内訳は、文書取扱規程に規定する文書分類表の大分類を基準として、以下のとおり分類しました。

令和6年度は、保健衛生関係の請求が24件と多く、その全てが市立病院の医療記録に関する請求となっております。

（単位：件）

内訳（分類）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総務関係 (00)	0	0	3
人事関係 (01)	0	0	0
財務関係 (02)	1	2	0
市民行政関係 (03)	1	0	0
保健衛生関係 (04)	17	9	24
社会福祉関係 (05)	2	5	6
経済関係 (06)	1	0	0
建設関係 (07)	0	2	0
震災復興関係 (08)	0	1	1
教育文化関係 (20)	1	0	0
学校関係 (21)	0	0	3
議会関係 (30)	0	0	0
選挙管理委員会 (40)	0	0	0
監査委員 (50)	0	0	0
農業委員会 (60)	0	0	0
公平委員会 (70)	0	0	0
固定資産評価審査委員会 (80)	0	0	0
その他（共通） (09)	0	0	0
合 計	23	19	37

※不存在の件数を除く。

6 口頭その他の方法による開示の実施状況

口頭その他の方法による本人への保有個人情報の提供は、当該提供に係る申込者の負担、保有個人情報の需要、事務の性質又は内容等を考慮し、主管課長が定める方法により行うことができます。

令和6年度の口頭等による開示の実施状況は、職員採用試験に係る科目別得点、論文（作文）の得点等を開示したものが合計1件ありました。

（単位：件）

実施 機関	個人情報の種類	開示する内容	開示 件数
市長 部局	職員上級（大学卒程度）第１次試験	・科目別得点 ・論文（作文）の得点 ・総合得点 ・総合順位（名簿登載順位）	0
	職員上級（大学卒程度）第２次試験		0
	職員中級（短大卒程度）第１次試験		0
	職員中級（短大卒程度）第２次試験		0
	看護師第１次試験		0
	看護師第２次試験		0
	職員初級（高校卒程度）第１次試験		1
	職員初級（高校卒程度）第２次試験		0
	任期付職員（土木・一般事務）第１次試験		0
	任期付職員（土木・一般事務）第２次試験		0
	任期付職員（育児休業等代替）第１次試験		0
合 計			1

7 訂正請求の件数及び処理状況

開示を受けた保有個人情報について、事実に誤りがあると認めるときには、当該実施機関に対し、その訂正を求めることができますが、これまで実績はありません。

（単位：件）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訂正請求件数	0	0	0

8 利用停止請求の件数及び処理状況

開示を受けた保有個人情報について、適正に取得されたものでない、又は法に違反して保有・利用・提供されていると認めるときは、当該実施機関に対し、その利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができますが、これまで実績はありません。

（単位：件）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
----	-------	-------	-------

利用停止請求件数	0	0	0
----------	---	---	---

Ⅲ 情報公開・個人情報保護審査会

- 1 石巻市情報公開・個人情報保護審査会の概要 P 15
- 2 石巻市情報公開・個人情報保護審査会委員 P 15
- 3 審査請求及び諮問の状況 P 15
- 4 石巻市情報公開・個人情報保護審査会の開催状況 P 16

1 石巻市情報公開・個人情報保護審査会の概要

石巻市情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開・個人情報保護制度の適正な運営を図るため、地方自治法の規定に基づき、審査会を設置し、各種開示請求等（公文書開示請求、個人情報開示請求、個人情報訂正請求及び利用停止請求）の決定に係る審査請求等の調査審議を行う諮問機関です。

2 石巻市情報公開・個人情報保護審査会委員（令和5年10月1日現在）

役職	氏 名	職業等	就任年月日	任期年月日	期別
会 長	みつもと しまさ 三森 敏正	大学教授	(平成21年4月1日) 平成24年10月19日	(平成23年3月31日) 令和7年9月30日	8
副会長	すとう だいすけ 須藤 大輔	弁護士	令和5年10月1日	令和7年9月30日	1
委 員	わかな ひさこ 若菜 寿子	司法書士	平成23年10月1日	令和7年9月30日	7

3 審査請求及び諮問の状況

石巻市個人情報保護条例の規定により、個人情報の取扱いに関し、石巻市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くこととされている事項や、開示請求（公文書・個人情報）の開示決定等に係る審査請求の件数及び諮問件数は、以下のとおりです。

令和4年度は、1件の審査請求がありました。

（単位：件）

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
審査請求件数		1	0	0
内訳	情報公開	0	0	0
	個人情報	1	0	0
個人情報の取扱いに係る諮問件数		0	0	0

4 石巻市情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

石巻市情報公開・個人情報保護審査会の過去の開催状況は以下のとおりです。

なお、令和6年度は、審査会の開催はありませんでした。

(令和4年度)

回数	開催日	審議内容
第1回	令和4年9月8日	・令和4年度諮問第1号 諮問書を受理 事務局から諮問の概要説明 実施機関から諮問書についての説明 諮問を審議 ・個人情報保護法の改正に伴う本市個人情報保護制度について
第2回	令和4年10月14日	・個人情報保護法の改正に伴う本市個人情報保護制度について
第3回	令和5年1月13日	・令和4年度諮問第1号について 審査
第4回	令和5年2月27日	・令和4年度諮問第1号について 答申案を審査

(令和5年度)

回数	開催日	審議内容
第1回	令和5年11月10日	(審議) ・会長及び副会長の互選 ・石巻市情報公開・個人情報保護審査会運営規程の一部改正 (意見聴取) ・石巻市個人情報等取扱規程の全部改正

IV 資 料

- 1 過去の審査請求（異議申立て）の状況（平成17年度～）
・・・・・・・・・・ P18～

1 過去の審査請求（異議申立て）の状況

年度	諮問 番号	処分（諮問）内容	主管課	備考
H17	第1号	第三者から請求のあった住民票の請求交付情報の開示請求対応について	市民課	個人情報
	第2号	広報・安全等対策交付金実績報告書	牡鹿総合支所 総務課	異議申立
	第3号	一般町民原子力発電所視察研修復命書		
	第4号	原子力関係施設視察研修関係書類	防災対策課	異議申立
	第5号	宮城県教育委員会職員であった者が石巻市で勤務している書類	教育委員会	異議申立
H18	第6号	市町合併に伴うシステム統合業務やシステム開発業務に関する作業工程表の不存在決定処分について	総務課	異議申立
	第7号	要援護者の支援目的で、これらの者の個人情報を町内会、自主防災組織及び民生委員並びに石巻地域広域行政事務組合消防本部に提供することについて	市民課 福祉総務課	個人情報
	第8号	石巻地区広域行政事務組合消防本部のシステム構築のため、市民の個人情報を及び外国人登録簿記載の情報を外部機関に提供することについて	市民課	個人情報
H19	第1号	市及び宮城県後期高齢者医療広域連合が保有する電算処理システムをオンライン結合することについて	高齢者医療制度対策室	個人情報
	第2号	青果市場が民設民営化されて以後の市と青果市場側との交渉の内容の開示拒否決定処分	農林課	異議申立
	第3号	教育ビジョン策定委員会の選考会議結果、検討委員会記録の一部開示拒否決定処分	教育委員会	異議申立
	第4号	平成18年5月の「誓約書」、同年12月の「要望書」、平成19年2月の「考え方」に係る、その間の市と青果側の交渉を記録したメモや復命書の不存在決定処分	農林課	異議申立
H20	第1号	4月9日に実施された地域密着サービス事業所実地監査に係る文書の一部開示及び開示拒否決定処分	介護保険課	異議申立
	第2号	平成20年度雄勝保育所建設事業用地交渉記録報告書（10月9日、11日）の一部開示決定処分	雄勝総合支所 保健福祉課	異議申立
H21	第1号	平成16年度の保健福祉部長が懲戒処分を受けた際の全ての資料の存否を明らかにしない決定処分	人事課	異議申立
	第2号	職員分限懲戒審査会会議概要及び答申について（起	人事課	異議申立

年度	諮問 番号	処分（諮問）内容	主管課	備考
		案文書、答申書及び職員分限懲戒審査会議事録要旨）に係る一部開示決定処分		
	第 3 号	全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O - N E T）による消費生活に関する苦情相談情報等の提供及び同システムのオンライン結合について	市民相談センター	個人情報
H21	第 4 号	平成 22 年度介護老人保健施設整備・運営事業参加申請者提出書類（医療法人社団健育会）の一部開示決定処分	介護保険課	異議申立（取下げ）
H22	第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項の規定に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図る農地利用集積円滑化事業を実施するため、農地基本台帳にて保有している農地情報等を農地利用集積円滑化団体であるいしのまき農業協同組合に提供することについて	農業委員会	個人情報（取下げ）
H24	第 1 号	東日本大震災の津波により、拾得した写真、位牌のデータをサーバに保存し、写真等展示会場で閲覧させ、所有者が判明した場合は写真データ及び写真（原本）を返却すること	防災対策課	個人情報
	第 2 号	倒壊家屋・事業所等解体撤去業務本工事内訳書・明細書の一部開示決定処分	災害廃棄物対策課	異議申立
H25	第 1 号	建築行政共用データベースシステムによる建築士・事務所登録情報の収集・利用、建築物等台帳・帳簿登録閲覧システムのオンライン結合及び外部提供	建築指導課	個人情報
H26	第 1 号	平成 25 年度大宮町津波避難タワー建設予定地地質調査業務報告書	防災推進課	異議申立
	第 2 号	・公道上における防犯カメラの設置について ・石巻市中心市街地防犯カメラ緊急設置事業	地域協働課	個人情報
H28	第 1 号	農地情報公開システムのオンライン結合	農業委員会	個人情報
	第 2 号	みやぎ医療福祉情報ネットワークシステムによる患者の診療情報等の提供及び同システムへのオンライン結合	病院管理課	個人情報
H29	第 1 号	犯歴事務	市民課	個人情報
	第 2 号	要配慮個人情報の収集事務	総務課	個人情報
H30	第 1 号	家屋調査評価調査書	資産税課	審査請求

年 度	諮問 番号	処分（諮問）内容	主管課	備考
R1	第 1 号	ドライブレコーダー関係	管財課	個人情報
R4	第 1 号	教育相談記録票	教育委員会	審査請求

※異議申立（審査請求）

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求であり、平成 28 年度からは不服申立ての種類のうち「異議申立て」（処分庁に対する不服申立ての名称）は廃止され、「審査請求」に統一された。

※個人情報（の取扱い）

個人情報の収集、提供等の取扱いについて、実施機関が審査会の意見を聴く場合、審査会に諮問して意見を求めるものである。